

国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し結果報告

2015年4月

独立行政法人国際協力機構

目次

1. 背景と目的
2. 方針と体制
3. スケジュール
4. 論点の抽出
5. 見直しの結果
6. 今後の予定

1. 背景と目的

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)(以下、「ガイドライン」という。)について、ガイドラインの規定に則り、運用面の見直しを行った。

(1) 見直しの背景(ガイドラインの該当規定の抜粋。下線はJICAによる。)

2.10 ガイドラインの適用と見直し

1. 本ガイドラインは、2010年4月1日に公布、2010年7月1日より施行し、施行日以降、要請を受けたプロジェクトに適用する。(以下、省略)
2. 本ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ5年以内に運用面の見直しを行う。また、本ガイドライン施行後10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国のNGO、日本のNGOや企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。
3. 本ガイドラインの運用上の課題や手法を調査研究し、ガイドラインの改定に反映させる。

(2) 見直しの目的(ガイドライン策定時の有識者委員会の議論を踏まえたもの)

- 運用面で実際に生じている不都合のうち、10年以内の「包括的な検討」を待たずに対応すべきものについて、その解消を図ること

2. 方針と体制

環境社会配慮助言委員会(以下、「助言委員会」という。)(参考資料1)の意見も踏まえ、以下の方針と体制により、見直しを行った。

(1) 方針

- ガイドラインの解釈と運用について、見直しが必要なものを整理する。
- 10年以内の「包括的な検討」につながるものとする。

(2) 体制

- 環境社会配慮に関する専門性に加え、ガイドラインの運用に実際に関与し、かつ透明性と客観性が確保できる助言委員会に対し、見直しに係る助言を求めた。
- 運用面の見直しに関する助言の機能を助言委員会に付与するため、「環境社会配慮助言委員会設置要項」を改定した。
- 助言委員会では、集中的検討のため、運用面の見直しを議論するワーキンググループ(WG)を設置し、主査1名(松下委員)、副主査2名(作本副委員長、松本委員)を置いた。WG会合には、主査・副主査のほか、各回の議題に関心のある助言委員会委員が参加した(各回平均10名程度)。
- 全体会合及びWG会合はすべて公開とし、助言委員会委員以外の外部参加者の傍聴及び発言を可能とした。また、逐語の議事録を公表した。

3. スケジュール

枠組み検討から最終結果とりまとめまで、13か月にわたり見直し作業を行った。

(1) 概要

2014年3月～2014年8月	見直し枠組みの検討
2014年8月～2015年3月	論点毎の検討
2015年3月	最終結果とりまとめ

(2) 助言委員会(全体会合)

全体会合	主な協議事項
第45回(2014年3月)	・見直しの背景と目的、進め方
第46回(2014年4月)～第49回(2014年7月)	・検討体制のあり方 ・論点の抽出
第50回(2014年8月)	・ワーキンググループの設置 ・開発途上国アンケート結果等 ・運用面の見直し総論・体制
第51回(2014年9月)～第56回(2015年2月)	・運用面の見直し各論(見直し内容の確認)
第57回(2015年3月)	・運用面の見直し各論(見直し内容の確認) ・最終結果とりまとめ

4. 論点の抽出(1 / 2)

助言委員会委員、開発途上国政府、JICA内の意見を踏まえて、論点を抽出した。

(1) 抽出方法

- 過去の助言委員会全体会合の議事録を精査し、課題として指摘された論点を洗い出した上で、助言委員会委員に対し、追加的に意見を求めた。
- さらに、ガイドラインの運用に直接関わっている開発途上国政府、JICA内に対して、アンケート調査を実施した。(参考資料2～3)

(2) 結果

- 上記(1)で得た意見を網羅する形で、次頁の19論点を抽出した。(詳細は参考資料4)

4. 論点の抽出(2 / 2)

分野	論点	主なガイドライン該当箇所
用語解釈 ・範囲	「不可分一体の事業」 「派生的・二次的な影響」、「累積的影響」 「重要な自然生息地」、「著しい転換または著しい劣化」 「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」	2.3、別紙1 2.3、別紙1 別紙1 別紙1、別紙3
環境社会 配慮の 方法	PPP F/S等へのガイドラインの適用 気候変動にかかる環境社会配慮確認における取扱い 社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議 環境社会面の費用便益についてのプロジェクト評価 生態系に及ぼす環境社会配慮の影響の考慮 上位計画についての環境社会配慮 スコーピング結果についてのフォーマット ベースラインデータの取扱い データの信頼性 送電線にかかる電磁場等新しい分野の取扱い 国内法とガイドラインに相違があった場合の対応 災害や事故が与える事業の影響	1.7 2.3、別紙1 3.1.2、別紙1 1.1、別紙1、別紙2 別紙1、別紙6 1.3、1.4、3.1 1.3 1.3、3.2、別紙1 - - - 2.3、別紙1
環境社会 配慮の 手続き	緊急を要する場合の環境社会配慮義務 カテゴリB案件のうち助言委員会が助言を行う必要な案件 エンジニアリング・サービス借款にかかる環境社会配慮確認	1.8 2.7 3.2.1

5 . 見直しの結果 (1 / 2)

論点ごとに助言委員会WG会合を開催し、同WG会合の助言を踏まえて見直し内容を取りまとめ、全体会合にて「見直し結果」として最終化した。(次頁参照。詳細は別紙1～10。)

- WG会合は計11回開催した。WG会合では、JICAが国際機関の規定等を参考に論点に係る説明資料、見直し案を提示した。WG参加委員間の議論(メール審議を含む)・助言を踏まえて見直し内容を取りまとめ、全体会合での確認を経て「見直し結果」として最終化した。
- 「見直し結果」には、良くある問答集(FAQ)の改定・追加や運用方針を記載し、また、将来的な検討課題を「主要な提言」として記載した。

5. 見直しの結果(2 / 2)

WG	論点	見直し結果の要点	詳細
第1回		ガイドラインに定める「不可分一体の事業」、「派生的・二次的な影響」、「累積的影響」の解釈について、国際機関の規定等を参考に明確にした。	別紙1
第2回		ガイドラインに定める「重要な自然生息地」、「著しい転換または著しい劣化」、「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」の用語解釈について、国際機関の規定等を参考に明確にした。	別紙2
第3回		協力準備調査(PPPインフラ事業)と中小企業海外展開支援事業の制度概要を共有し、これらがガイドライン適用対象であることを明確にした。	別紙3
第4回		どのような人を社会的弱者とみなし、ステークホルダー協議を計画・実施するか、留意点を明確にした。 気候変動の取扱いに関するJICAの取り組みを紹介した上で、将来的な検討課題を整理した。	別紙4
第5回		戦略的環境アセスメントのJICAの運用方針を明確にした。 スコーピングを行う際に用いるマトリクスを考え方を整理した。	別紙5
第6回		第2回WGで用語の解釈を明確化した地域等においてJICA事業の実施を判断する際の留意点を明確にした。	別紙2
第7回		送電線にかかる電磁界の扱いについて、JICAの運用方針を明確にした。 相手国の国内法とガイドラインに相違があった場合の扱いについて、JICAの運用方針を明確にした。 プロジェクトと災害の間の多様な関係を踏まえた環境影響評価の必要性について認識を共有した。	別紙6
第8回		環境社会配慮に関する費用便益分析のJICAの取り組みについて、現状を共有するとともに、今後具体的な方向性を検討する際の考慮事項について共有した。	別紙7
第9回		ガイドラインに定める「緊急時の措置」を適用した事例を紹介し、その具体的な手続について確認した。	別紙8
第10回		助言委員会が助言を行うとされる「カテゴリB案件のうち必要な案件」について、助言委員会で対応する場合の手続を明確にした。	別紙9
第11回		エンジニアリング・サービス(E/S)借款の制度概要を共有し、同借款を活用して環境アセスメント報告書が作成された場合の手続について確認した。	別紙10

6. 今後の予定

- 改定FAQをJICAウェブサイトで公表(2015年4月)
- 見直し結果の適用を順次開始(2015年4月以降)
- 「主要な提言」を参考に、ガイドライン施行後10年以内に行われる「包括的な検討」に向けた対応を検討

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し結果
第 1 回ワーキンググループ検討分

2014 年 10 月 6 日
国際協力機構審査部

1. 不可分一体の事業

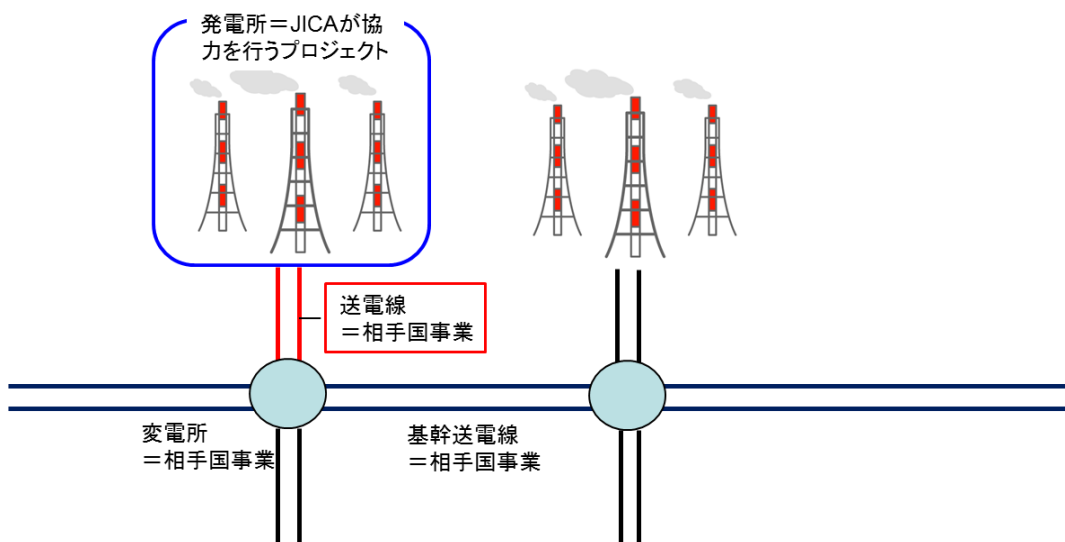
1. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ)」 回答

問. 「不可分一体の事業」とはどのようなものですか？

答. JICA では、国際金融公社 (IFC) Performance Standard 1 の定義*を参考に、JICA が協力を行わない関連事業のうち、①仮に JICA が協力を行う対象の事業がなければ、その関連事業は建設、あるいは、拡張されることはなく、かつ、②その関連事業がない場合には、JICA が協力を行う対象の事業は実行の可能性がない、と考えられる事業を「不可分一体の事業」と定義しています。

例えば、図 1 では、赤色の送電線部分が、JICA が協力を行う対象の事業（発電所）と不可分一体の事業である可能性があります。

図 1. 「不可分一体の事業」の例



不可分一体事業について、JICA は、合理的な範囲で、想定される環境社会影響に応じた適切な環境社会配慮文書（住民移転計画、環境アセスメント報告書等）が JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って作成されていることを確認し、そして必要に応じ相手国等に申し入れを行います。

* : IFC Performance Standard 1 の原文

8. Where the project involves specifically identified physical elements, aspects,

and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of influence. This area of influence encompasses, as appropriate:

．．．（略）．．．

Associated facilities, which are facilities that are not funded as part of the project and that would not have been constructed or expanded if the project did not exist and without which the project would not be viable.

1.2 第1回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。
- 不可分一体の事業の対応において、不可分一体事業の「適切な環境社会配慮文書」の基準として、JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿っていることを確認する意味である点を明記すべき。
- JICA が「調査・検討すべき影響」として「不可分一体の事業」が JICA 環境社会配慮ガイドラインに明記されているものの、JICA が協力を行わない不可分一体の事業の影響を調査・検討の対象とするのはやや難しいという印象。
- 「不可分一体の事業」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。
- 多様な「不可分一体の事業」のケースがあることを伝えることが必要なので、今後随時、FAQ において多様なケースを紹介していくこと。

2. 派生的・二次的な影響

2.1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ)」回答

問. 「派生的・二次的な影響」とはどのようなものですか？

答 .JICA では、国際金融公社(IFC)の Performance Standard 1*を参考に、「JICA が協力を行う対象の事業に起因する、計画されていないが予測可能な開発により、将来もしくは異なる場所で発生する影響」を派生的・二次的影響の目安としています。例えば、生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスにプロジェクトが与える間接的な影響などは派生的・二次的影響として考察されるべきものです。

これら影響の可能性がある場合には、JICA が協力を行う対象の事業において合

理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。

* : IFC Performance Standard 1 の原文

8. Where the project involves specifically identified physical elements, aspects, and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of influence. This area of influence encompasses, as appropriate:

．．．（略）．．．

(ii) impacts from unplanned but predictable developments caused by the project that may occur later or at a different location; or (iii) indirect project impacts on biodiversity or on ecosystem services upon which Affected Communities' livelihoods are dependent.

2.2 第1回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。
- IFC の PS における、“(ii) impacts from unplanned but predictable developments caused by the project that may occur later or at a different location; or (iii) indirect project impacts on biodiversity or on ecosystem services upon which Affected Communities' livelihoods are dependent.”の（ ）について、生態系への影響のみが議論されており、社会面への影響について考慮されていない印象を受ける。（ ）において社会面も考慮することが想定されているのであれば、誤解を招かないようにするため、（ ）は削除すべき。
- 「派生的・二次的な影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。
- 「派生的・二次的な影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明するべき。
- 「計画されていないが予測可能な開発」にある「開発」という文言は、展開といった幅広い要素を含むものである。

3. 累積的影響

3. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ)」回答

問. 「累積的影響」とはどのようなものですか？

答. JICA では、国際金融公社 (IFC) の Performance Standard 1*を参考に、「リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点 (例えばスコーピング時点) で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、JICA が協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積」を累積的影響の目安としています。

例えば、道路事業において、道路周辺への将来の住宅や商業施設の集積が環境に与える累積的な影響について配慮を求めた事例があります。

これら影響の可能性がある場合には、JICA が協力を行う対象の事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。

* : IFC Performance Standard 1 の原文

8. Where the project involves specifically identified physical elements, aspects, and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of influence. This area of influence encompasses, as appropriate:

... (略) ...

Cumulative impacts that result from the incremental impact, on areas or resources used or directly impacted by the project, from other existing, planned or reasonably defined developments at the time the risks and impacts identification process is conducted.

3. 2 第1回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 「合理的な範囲」運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。
- 「累積的影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。
- 「累積的影響」については国際的にも様々な議論がなされており、急いで定義や責任範囲を定める必要はなく、国際動向を見て判断すべき。

- 「累積的影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明すべき。
- 「累積的影響」については、「個人の活動」による影響も含むものであると考えべき。

以上

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し結果
第 2 回及び第 6 回ワーキンググループ検討分

2015 年 3 月 6 日
国際協力機構審査部

<本ワーキンググループ結果についての補足説明>

- ・ 2014 年 11 月 28 日に開催された第 6 回ワーキンググループ結果のうち、「自然生息地」の解釈・範囲については、2014 年 8 月 25 日の第 2 回ワーキンググループにおいて設定した、「重要な自然生息地」及び「重要な森林」の解釈・範囲の結果とまとめて一つの FAQ として設定しました。
- ・ 第 6 回ワーキンググループでの議論を基に、第 2 回ワーキンググループにおける FAQ・主要な提言の一部を修正・削除しました。
- ・ 本ワーキンググループ結果のうち、4. 「重要な自然生息地」における事業実施条件、5. 「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」における事業実施条件、及びそれぞれの主要な提言については、第 2 回ワーキンググループで議論された、「重要な自然生息地」・「著しい転換または著しい劣化」・「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の用語解釈・範囲についての FAQ を基に議論を行ったうえで設定されたものです。

1. 第2回ワーキンググループ「重要な自然生息地」の解釈・範囲、

第6回ワーキンググループ「自然生息地」の解釈・範囲

1.1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集(FAQ)」回答

問. 「重要な自然生息地または重要な森林」とはどのようなものですか？

答. 世界銀行のセーフガードポリシー等の定義を参考に、「自然生息地」とは、(1) 主に在来の動植物により自然生態系が形成されている陸域及び(海域を含む)水域、(2) 人の手が本質的に加えられていない陸域及び(海域を含む)水域であると考えています。また、どの自然生息地においても、重要な生物学的価値、社会的価値、経済的価値、及び存在価値があるものと考えています。

「自然生息地」のうち、「重要な自然生息地」としては以下のようなものがあり得ると考えています。

1. 生物多様性保全上及び/または生態系の主要な機能維持の上で極めて重要な次のような地域。

(1) 国際自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature: IUCN)のレッドリストにおける「絶滅危惧 (Threatened)」とされる「絶滅危惧 IA 類 (CR)」、「絶滅危惧 IB 類 (EN)」、「絶滅危惧 II 類 (VU)」、及び「準絶滅危惧種 (NT)」に該当する種にとって重要な生息地

(2) 固有種及び/または分布域が限られている種にとって重要な生息地

(3) 移動性生物種及び/または群れを成す種の世界的に重要な集合体を支える生息地

(4) 極めて危機的な生態系及び/または独特な生態系が認められる地域

(5) 重要な進化のプロセスに関連している地域

2. 第1項で規定する地域以外の類例として、例えば、地域コミュニティによって伝統的に保護されるべきと考えられている地域。

「重要な森林」とは、上記に規定した「重要な自然生息地」と認められた森林地域を指しますが、地域コミュニティによって伝統的に保護されている「聖なる森」なども含まれます。

「重要な自然生息地または重要な森林」は、環境社会配慮ガイドライン別紙1「生態系生物相」に記載されていますが、自然環境への影響のみならず社会への影響も配慮されます。

1.2 第2回及び第6回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

<第2回>

- 「重要な自然生息地」については、具体的事例を記述し、わかりやすくすべきである。
- 環境社会配慮ガイドラインでは、「重要な森林」が「重要な自然生息地」と併記されているが、特に「森林」だけ明記されているのはおかしい。「海洋」や「高地」といった森林以外の地域の環境社会影響も配慮されるべきである。
- 「重要な自然生息地」は、環境社会配慮ガイドラインでは「生態系及び生物相」において規定されているが、「地域コミュニティ」や「社会環境」の側面からも配慮されるべきである。

<第6回>

- IUCN のレッドリスト等を参考に作成されている「生物多様性重要地域 (Key Biodiversity Area : KBA)」は、重要な自然生息地を示すリストとして参考にできる。

2. 第2回ワーキンググループ「著しい転換・著しい劣化」の用語解釈・範囲

2.1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集(FAQ)」回答

問：「著しい転換」、「著しい劣化」とはどのようなものですか？

答：世界銀行のセーフガードポリシー等の定義を踏まえ、JICAの協力する事業の実施に伴って発生する著しい転換、著しい劣化の考え方については、以下のように認識しています。なお、JICAが協力する事業が「著しい転換または著しい劣化を伴う」かどうかは、当該事業内容及び地域の特性等を考慮して合理的に判断する必要があるものと考えます。

・著しい転換

重要な自然生息地または重要な森林である状態が、完全に消滅または著しく減少すること

・著しい劣化

重要な自然生息地または重要な森林が持つ当該地域の在来種を保全・維持する機能や生態系の主要な機能が著しく減少すること

2.2 第2回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 「転換」は面的な観点から、「劣化」は質的な観点からの負の影響を表しており、JICAの解釈において考慮されるべきである。
- 「著しい転換」について、世界銀行のOP 4.04 Annex Aにおいて、「開墾、植生の移転、ダム等による恒久的な水没、湿地における排水・埋立・水路開発、地表採掘等」の例示があるように、JICAのFAQにおいても例示を記載すべきである。また、重大な汚染等による「陸域だけではなく水域の生態系」の「著しい転換」も含まれます。
- 「著しい転換」「著しい劣化」に該当するかは、各案件の背景や事業内容から合理的に判断する必要がある。

3. 第2回ワーキンググループ「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の用語解釈・範囲

3.1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集(FAQ)」回答

問．「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」とはどのような地域ですか。

答．「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」は、国や地方政府等が法律や条例等により自然保護や文化遺産保護を目的として既に指定した地域のことです。その地域には、世界銀行のセーフガードポリシー等の定義を踏まえ、以下のようなものがあり得ると考えられます。

なお、JICA が協力する事業の対象地域が自然保護もしくは文化遺産保護を目的として指定された地域に該当するか否かは、国際自然保護連合（IUCN）の保護地域管理カテゴリ等を参考に、地域の特性等を考慮して合理的に判断する必要があるものと考えます。

< 政府が法令等により自然保護のために特に指定した地域 >

1. 国や地方政府等が自然保護を主目的として法律や条例等により指定している地域。
2. 国際的に自然保護の重要性が認められている地域であり、例えば、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リストに記載されている地域、UNESCO 生物圏保存地域、及びラムサール条約湿地。

< 政府が法令等により文化遺産保護のために特に指定した地域 >

1. 国や地方政府等が文化遺産の保護を主目的として法律や条例等により指定している地域。
2. 国際的に文化遺産の保護の重要性が認められている地域であり、例えば、UNESCO 世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リストに記載されている地域。

参考：IUCN の保護地域の定義：「自然及び関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護を成し遂げるために、法令その他有効な方法を以って認められ、特定の目的のために用いられる、管理された明確に境界が定められた地理的な空間である。」

3.2 第2回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- FAQ における解釈は、「特に指定した地域」であるための「条件」となっている。具体的な事例を記述し、わかりやすくすべきである。
- まず、大前提として各国の政府等が法律や条例等によって指定した保護地域を対象とするべきで、そうでない場合 IUCN のルールに基づくかが議論されるべき。そして IUCN のルールに基づくべきかどうかについても、例示にする

べきである。

- 中央政府の法令等だけではなく、地方政府等が条例等により定める地域についても「保護地域」として扱うべきである。
- 保護地域における開発の可否や程度については、各国の法令等によりそれぞれ定められていることから、各案件において合理的に判断する必要がある。

4. 第6回ワーキンググループ「重要な自然生息地」における事業実施条件

4.1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集(FAQ)」回答

問. 「重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化」を伴わないようにするためには、どのような配慮が必要ですか？

答. 環境社会配慮ガイドラインの別紙1「生態系及び生物相」における規定では、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」としています。「重要な自然生息地」以外の地域において実施可能な代替案が存在しないことを確認した上で、プロジェクトの形成及び実施を行う場合には、国際金融公社(IFC)等の規定を参考に、以下の全ての項目が満たされることが必要であると考えています。

(1) 「重要な自然生息地」に存在するような生物多様性の価値、ならびに、生態系の主要な機能^{*1}に重大な負の影響をもたらさないこと。

(2) 合理的な期間^{*2}にわたって、以下に示す絶滅危惧種の個体数に純減^{*3}をもたらさないこと。

国際自然保護連合(International Union for Conservation of Nature: IUCN)のレッドリストにおいて「絶滅危惧種(Threatened)とされるもののうち「絶滅危惧 IA 類(CR)」及び「絶滅危惧 IB 類(EN)」に該当する種、もしくは相手国の制度上の分類で、左記分類に該当する種。

(3) 上記(1)及び(2)について、効果的で長期的な緩和策及びモニタリングが実施されること。

*1 IFC の規定では、次のように注釈が付されています。“Biodiversity values and their supporting ecological processes will be determined on an ecologically relevant scale.”

*2 外部専門家の助言等を基に個別案件ごとに期間が定められることとなります。

*3 IFC の規定では、次のように注釈が付されています。“Net reduction is a singular or cumulative loss of individuals that impacts on the species’ ability to persist at the global and/or regional/national scales for many generations or over a long period of time. The scale (i.e., global and/or regional/national) of the potential net reduction is determined based on the species’ listing on either the (global) IUCN Red List and/or on regional/national lists. For species listed on both the (global) IUCN Red List and the national/regional lists, the net reduction will be based on the national/regional population.”

4.2 第6回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」という環境社会配慮ガイドラインの規定を踏まえ、事業実施が前提ではないことを説明することが必要である。
- JICAの案件形成が実質的に不可能となる要件を課すことには慎重であるべきである。
- 「合理的な期間にわたって、以下に示す絶滅危惧種の個体数に純減をもたらさないこと」にある「絶滅危惧種 IA 類 / IB 類 (CR 及び EN)」に加えて、「絶滅危惧 II 類 (VU)」及び「準絶滅危惧種 (NT)」を含めるかどうか慎重な検討が必要である。調査や事業の負荷が大きくなり、また、緩和策やモニタリングの実施の上で現実的な対応をとることが重要である。

5. 第6回ワーキンググループ「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」 における事業実施条件

5.1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集(FAQ)」回答

問：「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」とありますが、例外的に実施されるのはどのような場合ですか？

答：環境社会配慮ガイドライン別紙1「法令、基準、計画等との整合」における規定では、「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない（ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りでない）。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。」としています。このような地域でのプロジェクトの形成及び実施は、国際金融公社（IFC）等の規定を参考に、下記の条件全てが満たされる場合に限られます。

- (1) 政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)以外の地域において、実施可能な代替案が存在しないこと。
- (2) 同地域における開発行為が、相手国の国内法上認められること。
- (3) プロジェクトの実施機関等が、同地域に関する法律や条例、保護区の管理計画等を遵守すること。
- (4) プロジェクトの実施機関等が、同地域の管理責任機関、その周辺の地域コミュニティ、及びその他適切なステークホルダーと協議し、事業実施について合意が得られていること。
- (5) 同地域がその保全の目的に従って効果的に管理されるために、プロジェクトの実施機関等が、必要に応じて、追加プログラムを実施すること^{*1}。

*1 IFCの規定では、次のように注釈が付されています。“Implementing additional programs may not be necessary for projects that do not create a new footprint.”

5.2 第6回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 「原則として実施しない」という環境社会配慮ガイドラインの規定を踏まえ、自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)における事業実施が可能であることが前提ではないことを説明することが必要であ

る。

- 同地域でプロジェクトを実施する背景や理由について、JICA がその考え方を明らかにできる場合、プロジェクト形成を可能とする余地を残しておくことも重要である。
- 環境社会配慮ガイドラインでは、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」であると規定しているが、各国の法令の内容や保護区制度はそれぞれ異なっていることを配慮する必要がある。（例えば、保護区内であっても、バッファゾーンや保護の度合いが高くない場所で一定の基準を満たす開発を許可する法制度を有する国も存在する。）
- 「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」を、プロジェクトを実施可能とするために相手国政府等が変更する等の問題が発生していることが、国際会議等でも提起されているため、こうした実情を認識し、慎重な対応を行う必要がある。

以上

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し結果
第3回ワーキンググループ検討分

2014年10月6日
国際協力機構審査部

1. **PPP F/S等へのガイドラインの適用**

1. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」回答

問．協力準備調査（PPP インフラ事業）および中小企業海外展開支援事業は、JICA 環境社会配慮ガイドラインが適用されるのですか？

答．協力準備調査（PPP インフラ事業）、中小企業海外展開支援事業（案件化調査、普及・実証事業）は、JICA 環境社会配慮ガイドライン適用対象となります。

なお、協力準備調査（PPP インフラ事業）、中小企業海外展開支援事業（中小企業連携促進基礎調査、案件化調査、普及・実証事業）については、以下 HP をご参照ください。

協力準備調査（PPP インフラ事業）:

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ppp/index.html

中小企業連携促進基礎調査：http://www.jica.go.jp/sme_support/activities/fs.html

案件化調査：http://www.jica.go.jp/sme_support/activities/itaku.html

普及・実証事業：http://www.jica.go.jp/sme_support/activities/teian.html

1. 2 第3回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 協力準備調査（PPP インフラ事業）と中小企業海外展開支援事業について、その内容を明らかにした上で別途環境社会配慮ガイドラインとの関係をわかり易く整理すること。
- その際、特に「中小企業連携促進基礎調査」については、情報収集が主な目的であることから、実際上は、環境社会配慮ガイドライン適用の対象外になること、また、「案件化調査」「普及・実証事業」については環境や社会に重大で望ましくない影響を及ぼす案件（カテゴリ A 案件）は実施しないことを明らかに示すこと。

以上

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し結果
第 4 回ワーキンググループ検討分

2015 年 1 月 9 日
国際協力機構審査部

1. **社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議**

1. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ)」

FAQ

問．ステークホルダー協議の計画・実施する際にどのような人々を社会的な弱者として見なし、配慮を行うべきと JICA は考えているのですか？

答．環境社会配慮ガイドライン別紙 1 (社会的合意) では、「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、…適切な配慮がなされていなければならない。」と記載されています。

一方、環境社会配慮ガイドラインで明記されている人々以外にも、若者や移転対象者、女性世帯主、土地を持たない人、用地取得に関連して当該国法上補償対象とならない人も対象になりうると思います。さらに、国や地域によっては、ステータス (人種や肌の色、性別、言語、宗教、政治的な意見やその他の意見、資産、生まれ等) や要素 (ジェンダーや年齢、民族性、文化、識字、病気、(身体的もしくは精神的) 障害、経済的に不利な状況、特有な自然資源への依存、生計手段等) により社会的弱者になりうる人もいると考えます。

FAQ

問．ステークホルダー協議を計画・実施する際の留意点 (社会的弱者への配慮も含む) は何ですか？

答．環境社会配慮ガイドライン別紙 1 (社会的合意) では、「プロジェクトは、…適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。…地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。」と記載されています。

JICA としては他ドナーや国際機関等が作成しているステークホルダー協議の計画・実施に関するハンドブック等を参考とし、適切な配慮が行われているか確認します。

また、カテゴリ A 及び B 案件では、環境社会配慮と用地取得・非自発的住民移転に関するステークホルダー協議が行われた場合、報告書に少なくとも以下の項目が記載されるべきと考えます。

- ステークホルダー協議の計画（ターゲットとした集団、開催回数、及びそれらの設定根拠等）実施日時、場所、方法（住民集会、個別インタビュー）、社会的弱者に対する配慮手法、告知方法、参加者（人数、所属、性別等）、協議内容、参加者からのコメント、実施機関による返答、寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、協議の議事録、更なる協議が実施される予定ならばその計画

なお、社会的弱者については、その参加が確保され、意見が積極的に出され、かつ出された意見が公平に取り扱われるよう配慮したステークホルダー協議が行われるべきと考えます。

1. 2 第4回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議を実施するにあたってのより具体的な方法を将来的な検討課題としてはどうか。（具体的には下記の提案がなされました。）
 - ✓ ステークホルダー協議で討議できなかった部分や参加出来なかった人を取り込むための仕組みを検討する。
 - ✓ ステークホルダーの人数が多い場合、意味ある参加を確保するため一回当たりの参加者数の目安を設定する。
 - ✓ 利害が異なるステークホルダーを一堂に集めて協議を行うことは、率直な意見を抑え込むことにもつながるので留意すべき。

参考：「環境社会配慮ガイドラインに関する良くある問答集（FAQ）：ステークホルダー協議に関する質問」（従来の7つのFAQに対し、今回修正した3つのFAQ及び修正しなかった4つのFAQ全て含む）

問	答
プロジェクトにより影響を受ける現地の住民の意見を反映できるようにするため、JICA の環境社会配慮ガイドラインにおいてはどのような内容を盛り込んでいるのですか？ （微修正：下線部）	JICA としては、各プロジェクトで環境社会配慮を行うにあたって、女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等の社会的な弱者を含めプロジェクトの影響を受ける可能性のある人々の意見が適切に反映される必要があると考えています。環境社会配慮ガイドラインは、別紙1（社会的合意）で、「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である」「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、……社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮が

	<p>なされていなければならない」旨明記しています。</p> <p>また、JICA が環境社会配慮確認を行うに<u>あたって</u>、幅広く情報収集を行うことが重要であると考えており、環境社会配慮ガイドライン 2.1.6.においては、「プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国等に対して積極的に働きかける」旨明記しています。</p>
<p>ステークホルダーとの協議は、誰が主催するのですか？</p> <p>(変更なし)</p>	<p>主催者は相手国等となります。JICA は、必要に応じて開催を支援します。</p>
<p>環境社会配慮ガイドラインにおいてはステークホルダーの範囲について、どのように考えているのですか？</p> <p>(変更なし)</p>	<p>環境社会配慮ガイドラインの 1.3.に定義されるとおり、「現地ステークホルダー」とは、事業の影響を受ける個人や団体(非正規居住者を含む)及び現地で活動している NGO をいいます。また、「ステークホルダー」とは、現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体をいいます。</p> <p>なお、環境アセスメントは、当該プロジェクトが位置する国における手続きに基づき行われるものであり、ステークホルダーとの協議についても、個別プロジェクトの内容、周辺状況等を勘案しつつケースパーケースでステークホルダーの範囲を検討していくことになると考えています。</p>
<p>非正規居住者をステークホルダーとして含める必要があるのですか？</p> <p>(変更なし)</p>	<p>協力事業の対象地に居住する住民は、非正規居住者であっても、対象地で生活または生計を立てている人々は、現地ステークホルダーに含めます。ただし、いわゆる「Professional Squatter」(補償を得ることのみを目的とする非正規居住者)については、相手国政府と協議の上その対応を検討する必要があると考えます。</p>
<p>ステークホルダー協議の計画・実施する際にどのような人々を社会的な弱者として見なし、配慮を行うべきと JICA は考えているのですか？</p> <p>(既存 FAQ を見直し)</p>	<p>環境社会配慮ガイドライン別紙 1(社会的合意)では、「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、...適切な配慮がなされていなければならない。」と記載されています。</p> <p>一方、環境社会配慮ガイドラインで明記されている人々以外にも、若者や移転対象者、女性世帯主、土地を持たない人、用地取得に関連して当該国法上補償対象とならない人も対象になりうると思います。さらに、国や地域によって</p>

	<p>は、ステータス（人種や肌の色、性別、言語、宗教、政治的な意見やその他の意見、資産、生まれ等）や要素（ジェンダーや年齢、民族性、文化、識字、病気、（身体的もしくは精神的）障害、経済的に不利な状況、特有な自然資源への依存等）により社会的弱者になりうる人もいます。</p>
<p>ステークホルダー協議を計画・実施する際の留意点（社会的弱者への配慮も含む）は何ですか？ （既存FAQを見直し）</p>	<p>環境社会配慮ガイドライン別紙1（社会的合意）では、「プロジェクトは、……適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。……地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。」と記載されています。</p> <p>JICAとしては他ドナーや国際機関等が作成しているステークホルダー協議の計画・実施に関するハンドブック等を参考とし、適切な配慮が行われているか確認します。</p> <p>また、カテゴリA及びB案件では、環境社会配慮と用地取得・非自発的住民移転に関するステークホルダー協議が行われた場合、報告書に少なくとも以下の項目が記載されるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ステークホルダー協議の計画（ターゲットとした集団、開催回数、及びそれらの設定根拠等）、実施日時、場所、方法（住民集会、個別インタビュー）、社会的弱者に対する配慮手法、告知方法、参加者（人数、所属、性別等）、協議内容、参加者からのコメント、実施機関による返答、寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、協議の議事録、更なる協議が実施される予定ならばその計画 <p>なお、社会的弱者については、その参加が確保され、意見が積極的に出され、かつ出された意見が公平に取り扱われるよう配慮したステークホルダー協議が行われるべきと考えます。</p>
<p>重要事項4の「意味ある参加」および「真摯な発言」とはどのような意味ですか？（変更なし）</p>	<p>「意味ある参加」とは双方向のコミュニケーションがあって、ステークホルダーの意見が適切に計画に反映されることを意味しています。</p> <p>「真摯な発言」とは責任を持った発言を意味しています。</p>

2. 環境社会配慮における気候変動の取扱い

2. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ)」

FAQ

問．プロジェクトレベルの環境社会配慮で、気候変動への影響をどのように評価するのですか？

答．JICA では各プロジェクトによる気候変動への影響について、統一的な方法論に基づく評価を行うことは将来的な課題と考えています。

但し、JICA は相手国等による緩和策や適応策の促進を支援するプロジェクトを実施しており、例えば JICA が緩和策プロジェクトと想定する事業については、気候変動対策支援ツール/緩和策 (JICA Climate FIT(Mitigation)) 等の方法論を参照し、プロジェクトからの温室効果ガス (GHG) 排出量や GHG 排出削減量等を算定しています。

今後、セクターや個別事業における排出削減目標等の具体的な取り組みが明確化できる場合には、プロジェクトレベルの気候変動への影響評価についても対応を検討していきます。

FAQ

問．環境社会配慮のスコーピング時、気候変動に対する緩和効果は、どのようなベースラインシナリオと比べて評価するのですか？

答．原則として、事業が実施されずに現在の傾向が継続した場合の排出量をベースラインシナリオとして評価します。例えば、現在、当該国において、より新しい技術や施設への移転が進み、GHG 排出原単位 (単位生産量あたりの GHG 排出量) が低下している場合には、その傾向を考慮したベースラインシナリオを設定します。また、プロジェクトの特性に応じ別の考え方を活用することもあります。

FAQ

問．世銀や ADB では Climate Proofing (気候変動に対する耐久性確保) 等、インフラの気候変動への適応対応は検討されつつありますが、JICA でも、気候変動の影響により甚大化する台風・洪水等の影響を考慮したインフラ事業等の気候変動に対する耐久性確保を検討するべきではないでしょうか？

答．「Climate Proofing」の取り組みに一律的な定義はないと理解しており、気候変動に対するリスク評価、及びその対策を検討する方法論が未だ十分に確立されていないセクターもあるため、全てのプロジェクトにおいて気候変動に対する耐

久性確保を検討することは、将来的な課題と考えています。なお、JICA がプロジェクトの気候変動に対する耐久性を確保する場合には、気候変動対策支援ツール/適応策 (JICA Climate-FIT(Adaptation)) 等を用いて、技術面のリスクを考慮の上、一定の検討がなされます。また、技術面における検討は構造物に対する検討のみならず、非構造物に関する検討も含まれます。

2 . 2 第 4 回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 気候変動に関し、環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しの観点を超えている部分もあるが、以下を将来的な検討課題として欲しい。
 - ✓ 出来るだけ早い時期に JICA 全体のカーボンマネジメント戦略を明確にするべき。
 - ✓ GHG 排出量削減効果が想定されるプロジェクトのみならず、削減効果が想定されないプロジェクトについても、可能な範囲で GHG 排出量を算出し、JICA 全体としての GHG 排出量を把握するべき。
 - ✓ 気候変動影響については削減効果の評価ではなく、排出量の測定評価であるべき。
- スコーピングでの環境項目は「地球温暖化」より「気候変動 (GHG 排出) 」の方が適切。
- JICA 全体の GHG 排出量を把握するという観点から、原則、工事中の GHG 排出量についても評価し、供用時と比較して GHG 排出量が特に軽微な場合についてのみ例外的に考慮しなくても良い、という方針とするべき。
- サプライチェーンにおける GHG 排出量の評価についても、今後考慮に入れることが望ましい。
 - ✓ 例えば道路や鉄道セクターにおける巨大な開発事業において、それら構造物の原材料であるセメントの製造時等には多量の CO₂ が発生することが想定されることから、原材料の生産に伴う GHG 排出量の把握を行うと共に、セメント使用量の抑制に関する検討とその結果の記述を義務付けることを検討すべき。

以上

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し結果
第 5 回ワーキンググループ検討分

2015 年 1 月 9 日
国際協力機構審査部

1. 上位計画についての環境社会配慮

1. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ)」回答

問. 「戦略的環境アセスメントを適用する」とありますが、具体的にはどのような取り組みを行うのですか？

答. 協力準備調査のうち、セクターや地域の協力プログラム形成や事業段階より上位の調査が含まれる場合、および開発計画調査型技術協力のマスタープラン調査において、戦略的環境アセスメント (SEA) を適用します。

具体的には、初期環境調査 (IEE) レベルで、政策や計画の内容の検討、スコーピング、ベースラインとなる環境社会の状況の確認、影響の予測と評価、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討、緩和策の検討、情報公開やステークホルダー協議への支援などの取り組みを行います。

1. 2 第 5 回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- SEA 段階でのステークホルダー協議をどのように行うかについて、今後検討していく必要がある。
- SEA 段階での検討内容や協議内容、情報を十分考慮した上で、プロジェクトレベルでの EIA を実施するよう留意すべきである (「先行評価の活用 (ティアリング)」)。
- 環境社会配慮ガイドラインにある「プロジェクトを実施しない案」の考え方を明確にするべき。

2. ベースラインデータの取り扱い・スコーピングフォーマットについて・データの信頼性の確保について

2.1 本テーマに関して、「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」は作成されていないものの、WGでの議論を踏まえ、別紙のとおりスコーピングマトリクス作成の考え方を整理しました。これに基づいて、スコーピング内容の実施及び確認を行います。

2.2 第5回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- スコーピングにおいて気候変動（GHG 排出）については、JICA の気候変動対策支援ツール/緩和策（JICA Climate FIT（Mitigation））等の方法論に基づきベースラインを設定し、そのベースラインとの比較により緩和効果を判断しているが、気候変動（GHG 排出）についても、他の影響項目と同様、現状を基準点として影響を判断する場合もありうる。
（本提言は、第4回ワーキンググループ「2. 環境社会配慮における気候変動の取扱い」のFAQ に対しても関連する）

以上

スコーピングマトリクス作成に当たっての考え方

スコーピングマトリクス作成の考え方を、以下の通り整理する。
 その際は、「現状」を影響評価の基準点とし、「現状」(影響発生前)と「プロジェクトの実施」(影響発生後)を比較する。

分類		影響項目	評価		評価理由
			工事中	供用時	
汚染対策	1	大気汚染	B+	C/B+	工事中に発生する影響は「工事中」で、供用時に発生する影響は「供用時」の欄で評価する。 住民移転のように、工事前に発生する影響については「工事中」の欄で評価するとともに、「評価理由」の欄でその旨、注記する。 工事中に発生して供用後も影響が長く続く場合はその旨を注記し、供用後も緩和策・モニタリングの実施を検討する。 既存施設の解体・廃棄が事業に含まれる場合、「工事中」の欄で想定される影響を評価する。
	2	水質汚濁	B+	B+	工事中に発生する影響は「工事中」で、供用時に発生する影響は「供用時」の欄で評価する。 降雨時の路面上の粉塵や油り流出が想定される。
	3	廃棄物	B+	D	工事中: 建設残土や廃材の発生が想定される。 供用時: 周辺環境に影響を及ぼすような廃棄物の発生は想定されない。
	4	騒音汚染	B+	C	工事中に発生する影響は「工事中」で、供用時に発生する影響は「供用時」の欄で評価する。

- 工事中に発生する影響は「工事中」で、供用時に発生する影響は「供用時」の欄で評価する。
- 住民移転のように、工事前に発生する影響については「工事中」の欄で評価するとともに、「評価理由」の欄でその旨、注記する。
- 工事中に発生して供用後も影響が長く続く場合はその旨を注記し、供用後も緩和策・モニタリングの実施を検討する。
- 既存施設の解体・廃棄が事業に含まれる場合、「工事中」の欄で想定される影響を評価する。

ガイドライン別紙5
 「チェックリストにおける分類・チェック項目」を原則使用。
 ただし、セクター及びプロジェクトの特性を踏まえ、項目を追加、選択も可。

評価例:
 A+/- (重大な正(+))もしくは負(-)の影響がある)
 B+/- (一定程度の正(+))もしくは負(-)の影響がある)
 C (影響の有無が不明である)
 D (影響は想定されない)
 緩和策の実施を前提としない。

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し結果
第 7 回ワーキンググループ検討分

2015 年 1 月 9 日
国際協力機構審査部

1. **送電線にかかる電磁界の扱い**

1. 1 本テーマに関して「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ)」は作成致しませんが、WG での議論を踏まえ、以下のとおり JICA の運用方針を整理しました。

< JICA の運用方針 >

- WHO のファクトシートによれば、送電線事業における低周波電磁界からの影響については、健康に支障がないレベルであることが確認されている
 - 低周波電磁界曝露の健康影響に関する科学的な動向は注視していく必要があるものの、現時点では、送電線事業において低周波電磁界からの影響を、環境社会配慮の項目として追加することは行わない
 - 送電線事業に関する住民協議で低周波電磁界による健康影響について被影響住民から懸念が挙げられた場合、JICA は、WHO のファクトシート等を参考に、実施機関が健康への支障がないことを説明できるように支援する
1. 2 第 7 回ワーキンググループにおける主要な提言は、上述の運用方針に含めており、その他はありませんでした。

2. 国内法とガイドラインに相違あった場合の取扱い

2. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」

問．プロジェクトの実施地における政府（国政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準が、国際的な水準と比較して著しく緩い場合等においては、どのような対応をとるのですか？

答．環境社会配慮ガイドライン 2.6.3.において規定している通り、「大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国等（地方政府を含む）に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。」こととしています。確認の結果、「適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかける。」（2.8.1.1.）こととなります。

2. 2 第7回ワーキンググループにおける主要な提言は、上述のFAQの修正を除き、ありませんでした。

3. 災害が事業に与える影響と事業実施段階における事故への対応

3. 1 本テーマに関して、「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」は作成致しません。

3. 2 第7回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 『地震等の災害は「プロジェクトが与える環境影響や社会影響」とは異なることから、「環境影響評価」の対象外とみなす』との事務局提案に対し、プロジェクトと災害の関係については、以下のような場合が考えられることから、災害を一律「環境影響評価」の対象外とすることは望ましくない。
 - ✓ プロジェクトが、プロジェクトサイトの抵抗力を低下させ、災害リスクを高める場合
 - ✓ プロジェクトが、災害を直接的に誘発する懸念がある場合（例：ダム建設により地震を誘発）
 - ✓ プロジェクトが、災害を間接的に誘発する懸念がある場合（例：発電所建設により地球温暖化を促進）
- 上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、環境社会配慮の項目として「災害」を新たに追加する方法と、環境社会配慮ガイドラインの環境チェックリストに含まれる既存のチェック項目（地形・地質等）の中で評価する方法が考えられるが、今後検討する必要がある。
- 上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、地震等の災害防止の主体については、（事故防止の主体と同様）詳細設計時に加えて、施工時、供用時も明確にする必要がある。
- 災害と事故の概念について明確に区分することが望ましい。

以上

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し結果
第 8 回ワーキンググループ検討分

2015 年 2 月 2 日
国際協力機構審査部

1. プロジェクトの評価における環境社会配慮に関する費用便益について

1. 1 本テーマに関して、「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ)」は作成しませんが、WG での議論を踏まえ、本テーマに関して、以下のとおり JICA の運用方針を整理しました。

< JICA の運用方針 >

- 開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化する際には、環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努め、それにとまなう課題については、今後実績を重ねながら解決に必要な検討を行う。

1. 2 第 8 回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 環境社会関連の費用・便益の定量化は、一般的に適用範囲や方法論等に課題があるといわれているが、JICA の協力事業で本テーマをどの程度、またどのように取り扱うかについては、助言委員会において共通認識を形成することが重要である。
- 一方、環境社会配慮ガイドラインには、「できるだけ定量的な評価に努める」とあることを考慮に入れ、今後具体的な方向性を検討する場合には、以下の点を考慮することが望ましい。
 - ✓ 環境社会関連の費用・便益について、これまで便益の定量化が中心であったが、費用の定量化の検討も必要である。
 - ✓ 環境社会関連の「定量的評価」や「経済評価」の必要性についても併せて検討することが重要である。
 - ✓ 「開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化すること」の「内部化」は、調査段階での環境社会関連の費用・便益の定量化に限定せず、事業実施段階の環境管理計画等にもとづく対策を含めて、広く捉えるという考え方もあるのではないか。
 - ✓ 世銀アプレイザルレポート等、他の援助機関の事例を参照することが望ましい。

- ✓ 環境社会関連の費用便益の定量化については、実績を積み重ねつつも、具体的な検討をすすめる必要がある。

以上

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し結果
第 9 回ワーキンググループ検討分

2015 年 2 月 2 日
国際協力機構審査部

1. **緊急を要する場合の環境社会配慮確認**

1. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ)」

問．緊急を要する場合は、どのように対応するのですか？

答．緊急時においても、原則として、環境社会配慮ガイドラインに従った手続きを行うことが望ましいと考えます。ただし、自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境社会配慮ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合は、早期の段階において、カテゴリ分類の結果、緊急と判断した理由、そして実施する手続きの内容について環境社会配慮助言委員会に報告し、その結果を公開します。また、JICA が必要と判断した場合は助言を求めます。

これまでの運用では、開発計画調査型技術協力において、緊急を要すると判断された案件があります。その際には、本来であれば開発計画調査型技術協力の実施前に行う環境社会配慮確認を緊急性の観点から省略しました。ただし、開発計画調査型技術協力の実施段階において、これらの環境社会配慮確認を行うことにより、適切な実施の確保に努めました。なお、開発計画調査型技術協力以外のスキームに対して、今後、緊急時の措置が適用される可能性も想定されます。

1. 2 第 9 回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 人命・人道上、緊急的に支援が必要となる場合を除き、カテゴリ A 案件は、環境社会配慮ガイドライン 1.8「緊急時の措置」の対象外とすることが望ましい。
- 環境社会配慮ガイドライン 1.8 では「自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境社会配慮ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合」を緊急時と判断すると記載されているが、これまでにどのようなケースが緊急時と判断されたか例示するなど、判断基準が提示されることが望ましい。
- これまでの運用では、開発計画調査型技術協力により自然災害へ対応する案件に、環境社会配慮ガイドライン 1.8「緊急時の措置」が適用されているが、こ

れ以外のスキームに対して「緊急時の措置」が適用する場合には助言委員会に対し実施する手続きの内容の説明がなされることが望ましい。

- 緊急の対応として環境社会配慮の簡略化が行われる場合、事業実施後のモニタリングやフォローアップ措置が適切になされる必要がある。

以上

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し結果
第 10 回ワーキンググループ検討分

2015 年 2 月 2 日
国際協力機構審査部

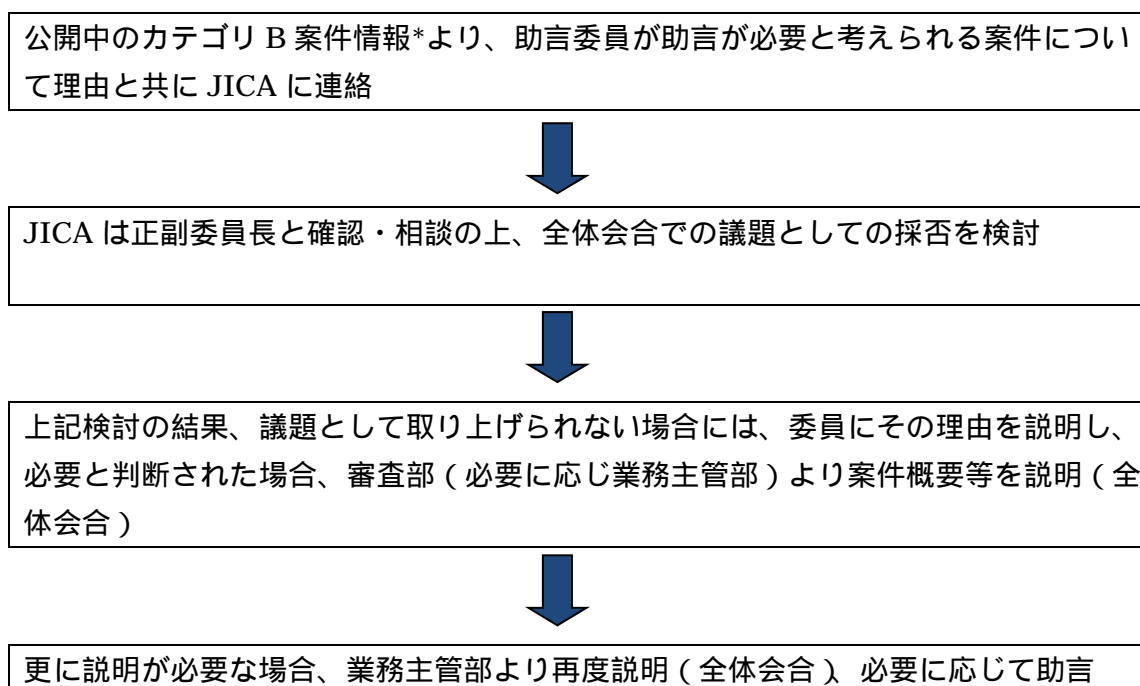
1. カテゴリ B 案件のうち助言委員会が助言を行う必要な案件とは

本テーマに関して、「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」は作成しませんが、WG での議論を踏まえ、本テーマに関して、以下のとおり JICA の運用方針を整理しました。

< JICA の運用方針 >

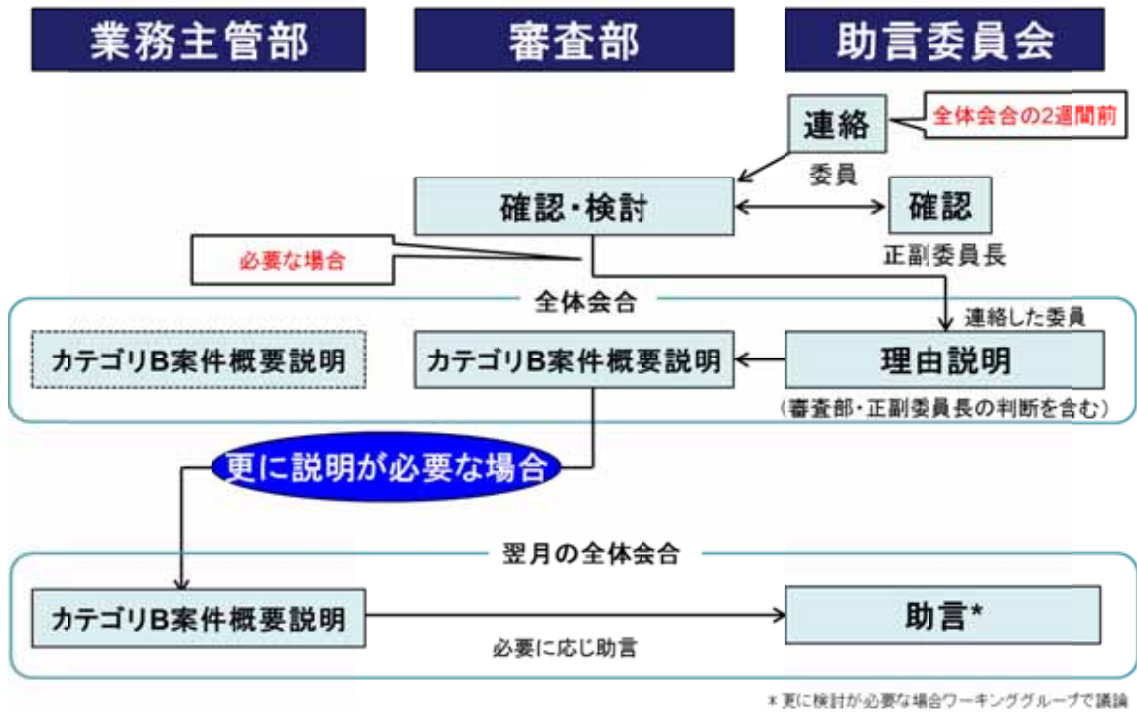
「カテゴリ B 案件のうち必要な案件」の助言委員会の対応については、以下の図 1、図 2 の通りとする。

図 1. 「カテゴリ B 案件のうち必要な案件」の助言委員会での対応概要



* 年度初めの 5 月の全体会合にてスキーム別のカテゴリ B 案件数に関する情報を提供

図2 .「カテゴリ B 案件のうち必要な案件」の助言委員会での対応フロー図



以上

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し結果
第 11 回ワーキンググループ検討分

2015 年 2 月 2 日
国際協力機構審査部

1. エンジニアリング・サービス(E/S)借款にかかる環境社会配慮確認

1. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ)」

問：環境アセスメント報告書等の作成を JICA が支援する場合はあるのですか？

答：協力準備調査やエンジニアリング・サービス借款を活用しています。協力準備調査は JICA が主体的に実施し、調査・設計等エンジニアリング・サービスは相手国等が実施します。このため JICA は、協力準備調査の場合は環境アセスメント報告書等の作成を支援し、エンジニアリング・サービス借款を活用する場合は、相手国等によって作成された環境アセスメント報告書等をレビューし、環境社会配慮上の要件を満たすことを確保します。

1. 2 第 11 回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 環境社会配慮ガイドライン 3.2.1(5)「エンジニアリング・サービス借款」の 2. に該当する場合、環境レビューの段階で初めて助言委員会に諮るのではなく、相手国等が実施する環境社会配慮のスコーピング段階から助言委員会で議論する機会を設けるべきではないか。

以 上

環境社会配慮助言委員名簿(2014年8月)

	名前	役職	所属先	専門分野
1	石田 健一	助教	東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 行動生態計測分野	天然資源管理、参加型開発、評価
2	岡山 朋子	准教授	大正大学 人間学部 人間環境学科	廃棄物管理、廃棄物処理政策、循環型社会政策
3	作本 直行 (副委員長)	環境社会配慮 審査役	日本貿易振興機構(JETRO)総務部	アジア法、アジア環境法、環境法
4	佐藤 真久	准教授	東京都市大学 環境学部	環境教育、機能識字、参加型開発、国際教育協力
5	塩田 正純	元教授	元 工学院大学 工学部 建築学科	環境騒音、環境振動、低周波音、物理系環境アセスメント
6	柴田 裕希	専任講師	東邦大学 理学部	戦略的環境アセスメント、参加型計画
7	清水谷 卓	URA	山口大学 大学研究推進機構 研究推進戦略部	戦略的環境アセスメント及び住民参加
8	鋤柄 直純	研究主幹	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部	生物多様性保全、生態系管理
9	高橋 進	教授	共栄大学 教育学部	自然環境政策(生物多様性国際政策、保護地域、エコツーリズム、環境教育など)
10	田中 充 (副委員長)	教授	法政大学 社会学部及び地域研究センター	環境政策論、環境影響評価論
11	田辺 有輝	プログラム コーディネーター	「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 持続可能な開発と援助プログラム	国際開発機関の環境社会配慮政策及び南アジア案件の環境社会配慮
12	谷本 寿男	元教授/顧問	元 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 / 社会福祉法人 共働学舎	自然・社会環境を含む地元資源の活用による住民主体の地域開発論
13	二宮 浩輔	准教授	山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科	環境経済・地域経済(持続可能な開発と環境、地域問題と住民参加)
14	長谷川 弘	教授	広島修道大学 人間環境学部及び経済科学研究科	社会環境アセスメント、環境経済評価、環境行政、農村環境、環境管理・保全計画
15	早瀬 隆司	教授	長崎大学 大学院 水産・環境科学総合研究科	環境政策、環境リスク政策
16	原嶋 洋平	教授	拓殖大学 国際学部	環境政策
17	日比 保史	代表理事	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン	開発と生物多様性 / 気候変動、自然資本管理、企業の環境CSR、ODA政策
18	平山 義康	教授	大東文化大学 環境創造学部	環境法、環境政策(地球環境問題、公害問題、自然破壊問題等)
19	松下 和夫	名誉教授/ シニア・フェロー	京都大学 / 地球環境戦略研究機関(IGES)	環境政策、環境経済、気候変動政策、サステナビリティ論
20	松本 悟	顧問/准教授	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ / 法政大学 国際文化学部	援助機関の異議申立制度、社会配慮、メコン地域研究
21	松行 美帆子	准教授	横浜国立大学 大学院 都市イノベーション研究院	都市計画
22	村山 武彦 (委員長)	教授	東京工業大学 大学院総合理工学研究科 環境理工学創造専攻	環境計画・政策論、環境リスク論
23	柳 憲一郎	教授・ 環境法センター長	明治大学 法科大学院	環境法政策・環境アセスメント法
24	米田 久美子	研究主幹	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部	生物多様性保全、希少動物保護

2014年7月31日
国際協力機構審査部

環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直し 開発途上国政府アンケート

1. 調査方法

- (1) 目的：運用面の見直しをより効果的なものとするため、ガイドラインを実際に運用している開発途上国政府の意見を聴取する。
- (2) 対象：カテゴリ A 案件（PPP インフラ事業を除く）のプロジェクト実施機関
- (3) 方法：在外事務所からのアンケート票の送付
- (4) 実施期間：2014年6月3日～6月25日（7月6日まで受付延長）
- (5) 送付総数：22ヶ国 44 機関
- (6) 回答総数：7ヶ国 14 機関（回答率約 32%）
- (7) 質問内容：ガイドラインの「別紙 1」¹、「別紙 2」²の内容を中心に、ガイドライン運用上の不都合等（自由意見記入方式）（別紙 1：アンケート票）

2. 結果（提出された意見）

多く寄せられた意見は以下のとおり（別紙 2：意見一覧）。

土地取得・住民移転等に係る自国の国内法と JICA 環境ガイドラインの乖離を埋めることが困難

「不可分一体の事業」「複数の代替案」「予測が困難であった事態」「苦情処理メカニズム」等の用語の詳細な定義が不明

モニタリング実施に係る体制等の詳細を明確にすべき

上記以外には、コメント・質問的な意見のほか、環境社会配慮の実施における技術的な助言（環境管理計画・モニタリング計画の策定方法や情報公開・ステークホルダー協議の実施方法、先住民族配慮、文化遺産の保護策等）を求める声もあった。JICA としても国際機関や他ドナーが作成しているマニュアル等を参照しつつ、通常の協力事業等を通して途上国の支援を継続していく。

¹ 別紙 1：対象プロジェクトに求められる環境社会配慮（＝相手国等に求める要件）

² 別紙 2：カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書（＝環境アセスメント報告書に満たされているべき項目）

なお、少数ながらも、他ドナーの支援等により、自国の法制度は国際機関等のセーフガードポリシーと同等の水準に整えられているため、JICA 環境ガイドラインの運用面では特段問題が生じていない、といった意見も見受けられた。

以 上

Q1	Environmental and Social Considerations Required for Intended Projects (Appendix 1)	Q1-1. If you face/faced any difficulties or challenges regarding Appendix 1 of the Guidelines during preparation/implementation of the projects, please describe the details.	Q1-2. Please provide any comments or recommendations regarding Appendix 1 of the Guidelines.
Example	Scope of Impacts to Be Assessed	The paragraph 2. says "... the impacts of projects that are indivisible from the project are also to be examined and assessed to a reasonable extent." However, it is not clear what are "projects that are indivisible from the project."	JICA should provide the definition of "projects that are indivisible from the project."
1	Underlying Principles		
2	Examination of Measures		
3	Scope of Impacts to Be Assessed		
4	Compliance with Laws, Standards, and Plans		
5	Social Acceptability		
6	Ecosystem and Biota		
7	Involuntary Resettlement		
8	Indigenous Peoples		
9	Monitoring		

Q2-1.If you face/faced any difficulties or challenges regarding Appendix 2 of the Guidelines during preparation/implementation of the projects, please describe the details.

--

Q2-2.Please provide any comments or recommendations regarding Appendix 2 of the Guidelines.

--

Q3.Please provide any comments or recommendations on any other parts of the Guidelines and activities concerning environmental and social considerations in JICA-assisted projects.

--

開発途上国政府アンケートの結果（詳細）

別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

（1）基本的事項

- 環境社会影響について「できる限り早期から」調査検討するとあるが、定義が不明。
- 緩和策の検討にあたっては、緩和策自体の代替案の検討は省略できるはず¹。
- 「プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和」の「密接な調和」の趣旨が不明確。
- 「専門家等からなる委員会」を設置する基準やメカニズムが不明。
- 「専門家等からなる委員会」は JICA が設置すべき。
- 「専門家等からなる委員会」の対象となる「異論が多いプロジェクト」の定義が不明。
- 専門家、ステークホルダー、政府からなる委員会を設置すべき。
- 全プロジェクトに対して「専門家等からなる委員会」を設置すべき。
- 「専門家等からなる委員会」に関し、下記を明確にすべき。
 - 委員メンバーについて。
 - 費用はどこが負担するのか。
 - 我が国の法制度や規制と助言委員会の意見との間に相違がある場合、どのように意思決定すれば良いのか。（ ）²
- 「社会的合意に際し問題・紛争が生じている場合仲裁・交渉等による解消を図る」という趣旨の文言を入れるべき。
- 規定されている方針は明確。

（2）対策の検討

- 「複数の代替案」の定義が不明。
- 代償措置は代替案としてではなく重要な方策として、緩和策に含まれているべき。
- JICA は環境管理計画及び環境モニタリング計画作成の初期段階で、技術的なガイダンスを示すべき。
- 「対策の検討」と「検討する影響のスコープ」の順序を逆にすべき。
- 「対策の検討」の「対策」の意味が不明確なので、「プロジェクトによる負の影響回避のための緩和策の検討」とすべき。

¹ 文意不明瞭

² 網掛けの意見は 2014 年 7 月 31 日「環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しの論点」（参考資料 4）の各論点に関連するもの。括弧内丸数字は同資料中の論点番号。

- モニタリング体制の詳細が不明。
- Project office 等は主要プロジェクト完成後には閉鎖されるため、モニタリング等のプロジェクトのフォローアップをする機関がいなくなる。
- 全プロジェクトで環境管理計画が作成されるべきである。
- JICA は環境管理計画および環境モニタリング計画の実施費用の支援を行うべき。
- 環境管理計画および環境モニタリング計画は環境影響評価（EIA）の重要な要素として含まれているべきであり、他の文書の一部として記録するべきではない。

（3） 検討する影響の範囲

- 第1パラグラフは長文過ぎるため、記載内容を省略すべき。
- 社会的に脆弱なグループとして、障がい者等も考慮すべき。
- プロジェクトの影響は工事前、工事中、供用後、廃棄時といったフェーズ毎に評価すべき。（ ）
- ステークホルダーの代表者等を含んだ検討会を実施して、技術的観点を取り入れた上でスコopingを実施すべき。
- 環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響について、JICA 環境ガイドラインと国内の法規制との折り合いをつける必要がある。（ ）
- 二次的影響は事業サイクルを超えるもので、影響評価を行うのが困難である。（ ）
- 「不可分一体の事業」の定義が不明。（ ）

（4） 法令、基準、計画等との整合

- 住民移転計画作成に係る法令、基準が限られているため、プロジェクトの一環として、現地の法律や規制の構築を JICA に支援してほしい。（ ）
- 国内法で環境社会配慮に関する言及がない場合の対応が難しい。（ ）
- ドナーによって環境社会配慮による基準が異なっており、それぞれの基準にあわせた対応を個別にとる必要がある。
- 自然保護区等に登録されている地域でもプロジェクトを域内で実施可能な場合もあるため、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない。」という記載について再検討すべき。（ ）
- 文化遺産がプロジェクトの施工中に発見された場合の対応策について明記すべき。
- 保護区での事業実施は避けるべき。（ ）
- 明確かつ適切に規定されている。

(5) 社会的合意

- 社会的合意に関する調査・報告は、影響を受けるコミュニティやその他ステークホルダーが理解できるように努めるべき。
- 住民協議結果の反映には時間を要する点に留意すべき。
- JICA はステークホルダーとの必要な協議の回数について詳細を明記すべき。
- 被影響住民の優先雇用、奨学金、コミュニティ開発事業といった支援を検討すべき。
- 社会的に脆弱なグループとして、障害者の世帯など JICA 環境ガイドラインの記載されている対象以外も考慮すべき。()
- 社会的に脆弱なグループの意思決定プロセスに対する実施機関の関与が乏しい。()
- 社会的合意の形成における社会的弱者への配慮について、JICA 環境ガイドラインと国内の法規制との折り合いをつける必要がある。()
- 情報公開の方法やレベルを JICA は詳細に説明すべき。
- 調査実施前に予備的スコーピングを実施すべき。

(6) 生態系及び生物相

- 「プロジェクトは重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」との方針について、政府として極めて重要なプロジェクトについても事業実施を中止せざるを得ないケースがあり、環境保全にとっても社会にとっても損失である。()
- 「著しい」という用語は短期的・長期的影響を踏まえて決定すべき。()
- 森林伐採が生じる場合は伐採した分の植林が行われるべき。()
- 「森林の違法伐採は回避しなければならない」の文言は見直すべき³。
- 浚渫や河川の流出、鉱山の廃石、海洋や河川への廃棄物の投棄による海洋への影響の考慮についても規定すべき。
- 各実施機関は各影響項目に関する包括的かつ最新のベースライン情報を提供すべき。

(7) 非自発的住民移転

- 「損失を補償するために、対象者との合意の上で」の部分は、「借入国の法規制に基づいて合意されるべき」としてほしい。(JICA 環境ガイドラインに沿った対応は困難)()
- 全ての被影響住民から合意を得ることは困難であり、「被影響住民の大多数」と定義すべき。

³ 詳細不明

- 全てのプロジェクトで代替地を用意するのは不可能であり、代替地の提供はあくまで選択肢の一つであるべき。
- 補償・支援手段についての部分は「土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償の提供が含まれる」ではなく「土地、移転先地としての共同住宅や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償の提供が含まれる」としてほしい。
- 非合法住民も住居の損失を補償対象とすべき。
- 苦情処理メカニズムの詳細が不明。
- 移転前・移転中・移転後のモニタリングを厳しく実施すべき。
- プロジェクトの工期と調整をつけるのが困難である。
- JICA は世銀 OP4.12 に従う、といった多国間援助機関に基準をそろえるべきではなく、独自のオペレーショナルポリシーをもつべき。

（８）先住民族

- 先住民族との協議は他の住民と分けた、かつ特別な方法で行うべき。（ ）
- 先住民族から事業実施の承諾が得られない場合どのように対応すべきかが不明。
- 求められる先住民族計画についての詳細を明記すべき。
- 協力準備調査段階で作成される住民移転計画は正確ではなく、詳細設計段階で変更される可能性がある。詳細設計前に情報公開すると実施段階で問題が生じる可能性がある。世銀 OP4.10 だけではなく、国内法も考慮すべき。
- JICA は世銀 OP4.10 に従う、といった多国間援助機関に基準をそろえるべきではなく、独自のオペレーショナルポリシーをもつべき。
- 適切でありコメントなし。

（９）モニタリング

- 「予測が困難であった事態」の詳細を明記すべき。
- 「第三者」の定義が不明。
- モニタリングの詳細が不明。「緩和策のモニタリングのため、第三者によるチームを設立することが必要。同体制には幅広いステークホルダーや影響を受けるコミュニティが参加すべき。またモニタリング体制について関係者の合意文書等で確認されるべき」といった文言を追記すべき。
- 現地ステークホルダーをモニタリング対象とすることは国内法に反している⁴。
- 環境管理計画の周知方法について明記すべき。
- JICA は定期的なモニタリングを行う体制を設置すべき。

⁴ 趣旨不明

- 環境管理計画は持続可能性やレジリエンスの観点からモニタリングすべき。
- モニタリング費用も JICA の支援対象とすべき。

別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書

- 1 項目目は、「当該国に環境社会影響評価の手続き、方針等がある場合、実施機関はその遵守を求められる。実施機関は政府環境当局から書面で承認を得なくてはならない」とすべき。
- 非自発的住民移転に関し、国内法とのかい離を埋めるのに時間を要した。
()
- 非合法居住者も支援対象とすることは、彼らに対し政府が公式に支援をしていると映ってしまい、国内法の施行をかえって困難にしている。()
- 合法の住民と非合法の住民との間で不公平が生じることがある。()
- JICA 環境ガイドラインで求められる EIA の記載が、国内法上不要であるケースがあったりかえって理解を困難にしたりしているケースがある。()
- 住民移転に係る対応は相手国の状況に応じ柔軟な運用とすべき。()
- 十分な情報が公開されていない段階からステークホルダーとの協議を実施すべき。
- 影響を受けるコミュニティや住民との協議は重要である。
- 環境アセスメント報告書の閲覧場所、閲覧可能期間、ステークホルダーからのコメントへの対応主体等について詳細を明記すべき。
- カットオフデータの詳細を明記すべき。
- 生計回復プログラムの成功度合いが低い。
- 環境アセスメント報告書作成には時間を要するが、事業費の超過や負の影響の回避の点で有用である。
- 特段問題なし。

その他

- JICA 環境ガイドライン遵守のためには、JICA による支援やガイダンスは非常に重要。
- 住民移転が全て完了していなくても、負の影響が生じない部分から工事を開始できるようにしてほしい。
- 代替案の検討は EIA には含まず、F/S で記載すべき。
- 工事段階や供用後の法令順守の確認プロセスには改善の余地がある。

以 上

2014 年 7 月 30 日
国際協力機構審査部

環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直し JICA 内アンケート

1. 調査方法

- (1) 目的： 運用面の見直しをより効果的なものとするため、ガイドラインを実際に運用している JICA 内関係部署の意見を聴取する。
- (2) 対象： 本部・在外事務所
- (3) 方法： 意見募集通知
- (4) 実施時期： 2014 年 5 月 19 日～5 月 30 日（6 月 27 日まで受付延長）
- (5) 回答総数： 6 件
- (6) 質問内容： ガイドライン運用上の不都合等、運用面の見直しで採り上げるべき課題（自由意見記入方式）

2. 提出された意見

- (1) 途上国の国内法令と JICA ガイドラインの要求水準の違い等により協議が難航する場合が多い（下記事例参照）。
 - 社会面が理由でカテゴリ A に分類された案件について、相手国法制度で規定がない場合、環境面を主な対象とする環境影響評価（EIA）の報告書作成を義務付けることは特に困難となっている。
 - 国内法令で定める水準を超える補償は、実施機関の責任で決められず。
 - 不動産の市場価格が存在せず、再取得価格の調査方法が確立していないため、再取得価格について合意することが難しい。
 - F/S 段階でのカットオフデート（補償対象の基準日）の宣言について、事業実施の正式決定後に宣言すべきものとして実施機関が拒否し、被影響住民数を確定できず。
- (2) 戦略的環境アセスメント（SEA）について、概念の理解や実施の方法にはばらつきがみられるため、周知を図る必要がある。
- (3) 電磁波、環境経済評価等、課題によっては、助言委員会の枠組みにとらわれず、当該分野の専門家に意見を求める必要がある。
- (4) 助言委員会からは、個別プロジェクトに係る環境社会配慮ばかりでなく、高い開発効果を発現させるという開発の意義も考慮した助言を頂きたい。
- (5) 環境影響評価のベースラインデータは、案件によりばらつきが生じないよう、統一感のある合理的な設定を図る必要がある。

以 上

環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しの論点

論点	ガイドライン 該当箇所	議論の対象となった プロジェクト例	議論された 全体会議	過去の全体会議での委員からの主な意見	途上国からの意見（今回のアンケート結果）	備考（過去の全体会議での事務局説明等）	
1. 総論・体制							
A	事務局と助言委員会の組織運営について - 透明性、有責性、合議制、独立性といった基本運営原則の確認 - 助言委員会の組織、責務、意思決定方法に関するルールの規定化			-		-	
	ガイドラインの運用について - ガイドライン策定後の情勢変化と動き - ガイドライン適用上の字句の曖昧さと解釈方法 - その他：全体会議での助言確定とその後の効果						
2. 用語解釈・範囲							
B	・ JICA以外の開発機関によって実施される事業が JICA事業と関連する場合、どのようなケースであれば「不可分一体」と判断するのか、そして当該「不可分一体事業」に対し、JICAとしてどのような環境社会配慮が求められるか ・ JICA事業の環境カテゴリー分類はJICA事業以外の「不可分一体の事業」の影響も踏まえた上で行われるべきではないか	2.3 別紙1	ミャンマー「ティラワ地区インフラ開発事業」	第35回 第36回	・ JICA事業に関連する開発事業についても、JICA事業の不可分一体の事業とみなし、十分な環境社会配慮を行うべき。 ・ 不可分一体の事業の影響を考慮に入れてJICA事業の環境カテゴリを決めるべき。	・ 「不可分一体の事業」の定義が不明。	・ JICAは国際金融公社（IFC）の「不可分一体の事業」の定義を準用し、「仮にJICA事業がなければその関連事業が建設される或いは拡張されることはなく」かつ「その関連事業がない場合にはJICA事業は実行可能性がないと考えられる」という2つの条件を満たした場合に、当該関連事業を不可分一体の事業と判断している。 ・ 関連事業がJICA事業と不可分一体と判断された場合、必要に応じて先方政府に申し入れを行うが、カテゴリ分類自体はJICA事業の影響の大きさをもって判断する。
	・ 「派生的・二次的な影響・累積的影響」とはどのようなものか ・ 「派生的・二次的な影響・累積的影響」についてはどのように環境社会配慮確認が行われるのか	2.3 別紙1	ベトナム「ハノイ市ファックワン～カウゼー高速道路事業」 リベリア「モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」 ネパール「全国貯水式水力発電所マスタープラン調査」	第28回 第30回 第42回	・ （基本的には各論で議論されていると理解しているが、例えば）道路建設に付随して起こる周辺の地域開発によって様々な施設が立地した際、大気環境等への派生的な影響も検討すべき。 ・ 流域内に複数のダムが開発された場合に、流量調整が下流域の湿地生態系に与える影響、堰が魚類の遡上に与える影響、開発集中による陸域生態系への影響等の累積的影響も調査対象とすべき。	・ 二次的影響は事業サイクルを超えるもので、影響評価を行うのが困難である。	・ 基本的には各論で議論されているとの理解。
	・ ガイドラインでは「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」とされているが、「重要な自然生息地」や「著しい転換または著しい劣化」とはどのようなものを指すのか	別紙1 P.19	スリランカ国「モラガハカンダ開発事業」 ウガンダ「水力開発マスタープラン策定調査支援プロジェクト」	第6回 第7回 第9回 第16回	【スリランカ国「モラガハカンダ開発事業」について】 ・ 世界銀行OP4.04「自然生息地」及びIFCのPS6「生物多様性の保全」における「重要な自然生息地」の定義に照らせば、モラガハカンダ開発事業の3000haの水没地域は多くの希少種が存在することから、事業地は「重要な自然生息地」に該当する。 ・ 世界銀行OP4.04によると、「著しい転換」の例として貯水池による恒常的な水没が示されており、重要な自然生息地の著しい転換を伴う事業への支援を一切禁止していることから、本事業の水没する地域も著しい転換に相当する。	・ 「プロジェクトは重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」との方針について、政府として極めて重要なプロジェクトについても事業実施を中止せざるを得ないケースがあり、環境保全にとっても社会にとっても損失である。 ・ 「著しい」という用語は短期的・長期的影響を踏まえて決定すべき。	・ 基本的には各論で議論されているとの理解。 例えば、スリランカ国「モラガハカンダ開発事業」においては、以下のとおり。 ・ 水没する地域（3000ha）の大部分は人々が生活圏として転換された土地であり、国が指定する保護地域ではない。また、水没する地域のみには生息する希少種等は存在せず、隣接する国立公園等でも生息が確認されており、開発地域がCriticalな地域であるとは言えない。 ・ 本案件の実施を念頭に、開発地域（3,000ha）に隣接した自然生息地93,999haを国立公園及び自然保護区として保全が行われるため、広域的観点から著しい転換が行われるとは言えない。また、影響緩和策として希少種の移転、象と人間の生活圏の棲み分け等、生態系・生物相の増進を図るための措置が計画されている。加えて、新たに自然生息地（18,200ha）を保護地域とすることが計画されていることを鑑みると、本件は「著しい転換または著しい劣化」とは言えない。
C	・ ガイドラインでは「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」とされているが、それは具体的にはどのような場合を指すのか	別紙1 P.19 別紙3	ウガンダ「水力開発マスタープラン策定支援プロジェクト」 ウガンダ「アヤゴ水力発電所整備事業」 タンザニア「ケニア-タンザニア連系送電線事業」	第8回 第9回 第10回 第11回 第24回 第25回 第26回 第27回 第35回 第45回	・ 保護区での事業を事実上禁止する条項がガイドライン別紙1(P.19)で規定されている以上、保護区内で事業を推進する合理的な根拠を明示出来ない状況はガイドラインに抵触するのではないかと。 ・ 別紙3のカテゴリAとなる要件には「国立公園」と明記されているものの、別紙1の規定では「国立公園」とは書かれていない。よって、「国立公園」=事業実施不可というロジックではない。法令等で指定地区とした目的が「自然保護や文化遺産保護」であるかがキーとなるのではないかと。 ・ 別紙1(P.19)の規定にある「原則として」という言葉に対して、（以下2つの解釈） 1) この言葉がある以上例外がある。 2) この「原則として」は括弧書きで記載されている「保護の増進や回復を目的とする場合」にかかる。 ・ 仮に事業を推進するのであれば、ガイドラインからの例外を認めるに足るだけの、国際的にも国内的にも説得力を持つ論理的かつ具体的な論拠を事前に提示すべき。 ・ ガイドラインの規定の例外となりうるかどうかの調査を協力準備調査として調査を進めることが合理的か。進めた場合、期待した成果が得られるのか。 ・ 貴重な生態系を有する保護区の中での開発行為であるという事実を決して過小評価するべきではない。 ・ 現地では日本の高い技術力への過剰な期待感があるという事実と共に、日本が事業を行わないという判断をした際の影響も併せて考慮すべき。（動植物保護の能力強化といった技術協力等を含めた支援が行われなくなる。） ・ ガイドラインの運用上の整理とともに、ガイドライン改定を含めた制度上の改善が大きな課題。	・ 自然保護区等に登録されている地域でもプロジェクトを域内で実施可能な場合もあるため、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」という条項に関して、「原則」について、または例外についての規定はガイドライン上明記されていない。 ・ よって個別の事業ごとに判断が必要である。 なお、アヤゴ水力発電所整備事業については、政府が法令等により自然保護地域として指定した地域に含まれるものの、以下の諸点を勘案することにより、相手国等が上記指定した地域内でプロジェクトを実施し得ると JICA は判断した。(1)相手国が法令等により同地域内での開発行為を認めていること、(2)プロジェクトの妥当性が十分に認められること、(3)実行可能な代替案がないこと、(4)プロジェクトによる環境や社会への望ましくない影響を伴う場合は、JICA が適切と認める緩和策をプロジェクトが含むこと、(5)現地において社会的に適切な方法で合意が得られること。	

論点		ガイドライン 該当箇所	議論の対象となった プロジェクト例	議論された 全体会議	過去の全体会議での委員からの主な意見	途上国からの意見（今回のアンケート結果）	備考（過去の全体会議での事務局説明等）
3. 環境社会配慮の方法							
D	<ul style="list-style-type: none"> 環境レビューに必要な情報が十分収集・整理されない調査の場合や、PPP F/S等、F/Sと言いつつ案件の実現可能性が必ずしも高くない案件などの場合、環境社会配慮確認はどのように行うべきか。 中小企業を含む民間企業との連携案件にかかる環境社会配慮につきどのように確認するべきか。 	1.7	カンボジア「プノンベン新港経済特区・関連施設建設事業」 モンゴル「ウランバートル地下鉄建設事業」 ベトナム「ペンタイン駅周辺総合開発事業」、等	第12回 第33回	<ul style="list-style-type: none"> PPP F/Sはその特性として案件の成熟度が低いものが多く、環境レビューに耐えうる質の環境社会配慮調査がなされない場合が想定される。その際の環境社会配慮確認は如何に行うべきか、整理が必要。 ODA大綱の見直しが進む中、今後、民間企業連携や中小企業連携が政府の方針としても進むものと考えられ、連携案件についての環境社会配慮の確認方法を如何に行うか整理する必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 助言委員会は、環境社会配慮調査を案件形成の初期段階で部分的にのみ行う調査の場合、調査内容に応じて助言を行うことになっている。 海外投融資による民間企業連携や中小企業との連携事業においては、ガイドライン対象案件として整理しており、他案件同様、カテゴリ分類を行っている。
E	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動による影響は環境社会配慮上どのように確認するか 事業による気候変動への影響はどのように確認するか 	2.3 別紙1	インド「DCR超臨界圧石炭火力発電所建設事業」 フィリピン「クラーク空港高速鉄道（通勤線区間）事業」	第5回 第18回 第40回	<ul style="list-style-type: none"> 代替案の検討、社会・環境評価の際には、調査の前提となる気候・気象条件について、今後の気候変動による台風等の影響甚大化の可能性も考慮すべき（個別プロジェクトでどのように具現化するかは要検討。世界銀行やADBでは、climate proofingといった、インフラの気候変動への対応検討は始まっている。） スクリーニング様式や環境チェックリストでも、温暖化のみならず、気候変動も対象にしているということがわかるように直すべき。 ガイドライン設立時には気候変動について重視されていなかったとしても、世の中の方向が変わってきているというのであれば、その方向性を尊重すべき。 気候変動に対して幾つか事業の中でオプションを挙げて評価をすべきではないか。 気候変動による影響を環境社会配慮上どのように確認するか、という観点のみならず、事業による気候変動への影響についても確認方法を検討すべき。 再生可能エネルギーなどで気候変動に関する影響がA+となっていたが、それはCO2が出ないという意味では環境社会配慮に与える影響がないということでCとすべきではないか。 インドの超臨界圧石炭火力発電所では、従来の技術よりも良いということで気候変動に関する影響評価はB-となっていた。気候変動に関する影響の評価方法について整理が必要。 		<ul style="list-style-type: none"> EIAの中で気候変動というものをどこまで考慮し、加えていくべきかということは、現在なお国際的に議論が続いている段階にあり、温室効果ガスの測定についても、方法論がいろいろ提案されているような状況。
F	<ul style="list-style-type: none"> 「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的弱者」については、「社会的合意」を行う際においてどのように配慮がなされるべきかを規定しておくべきではないか 	3.1.2の12 別紙1	フィリピン「クラーク空港高速鉄道事業」 チュニジア「ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業」 ベトナム「オモンコンバインドサイクル発電所3号機建設事業」、等	第21回 第40回 第41回	<ul style="list-style-type: none"> ステークホルダー協議に関して、特にスコーピングの段階で例えばジェンダー、マイノリティにどういった配慮が行われたのかが明記されていないケースが多い。実施マニュアル等でステークホルダー協議に必要な配慮について何が義務的であるか明記されたほうが、後々のその審議がしやすいと思われる。（同様の趣旨での助言は数多く残されており、ジェンダー・マイノリティへの配慮以外にも貧困層・不法居住者・高齢者・若者・子供・NGO・遊牧民・メディア・学識者の参画や、宗教・言語・識字状況・自由な発言の確保・開催場所・現地の慣習・十分な広報手段の確保・直接的な被影響住民の意見徴収への配慮についても言及されている。また、報告書への記載内容（男女比、職業、年齢層など）についての助言も多くの案件で挙げられている。） ステークホルダー協議における「意味ある参加と意思決定プロセス」が分かるよう記録を残しておくことが極めて重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的に脆弱なグループとして、障害者の世帯などJICA環境ガイドラインに記載されている対象以外も考慮すべき。 社会的に脆弱なグループの意思決定プロセスに対する実施機関の関与が乏しい。 先住民との協議は他の住民と分けた、かつ特別な方法で行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点ではJICAではその様な趣旨でのマニュアルは作成されていないが、ガイドライン等に基づいて、可能な限り多くの参加を得るような方策が各国・各地域に合った形でとられるよう働きかけている。 現地ステークホルダー協議における記録については、可能な限り、先方実施機関が作成する議事録を入手し、必要に応じて翻訳の上、報告書に添付を行っており、協議の背景や様子の把握に努めている。
G	<ul style="list-style-type: none"> 環境社会面の費用・便益は、プロジェクトの評価にあたりどのように検討がなされるか。またそれをどのように環境社会配慮に反映できるのか。 	理念 別紙1 別紙2	スリランカ「モラガハカンダ開発事業」 アゼルバイジャン「ヤシマ・ガス火力複合発電所建設事業」 ウズベキスタン「トゥラクルガン火力発電所建設事業」 アフガニスタン「カブル首都圏開発計画促進プロジェクト」 バングラデシュ「ダッカ・チッタゴン間国道1号線橋梁改修・建設事業」 タイ「バンコク地下鉄建設事業」	第24回 第32回 第40回 第44回	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施による環境面へのコストを概算し、可能な限り、経済分析（プロジェクト評価）に反映させるべき。 プロジェクト評価の検討において、外部経済効果である環境的便益や外部不経済効果である環境的費用を経済評価に加えることも可能な限り検討すべき。 ライフサイクルアセスメントの観点から、専門家によるライフサイクル評価を行い、環境便益を評価できればよいのではないかと。 以下のようなJICA環境ガイドラインの記載を踏まえ、それぞれの代替案について環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付すべきである。 (p1. 11.1. 理念) 「持続可能な開発を実現するためには、開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化すること、内部化を可能とする社会と制度の枠組みが不可欠である。その内部化とせいの 枠組みを作ることが、「環境社会配慮」であり、JICAは環境社会配慮を適切に行うことが求められている。」 (p18. 別紙1 基本的事項2) このような検討は環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。 (p23. 代替案の分析) それぞれの代替案について、環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付す。 生態系への配慮に関して、No Net Loss やオフセットを検討し、事業を行うことによる、正の環境影響について議論と整理が必要である。 		
H	<ul style="list-style-type: none"> 生態系には希少種とそうでない普通種が存在するが、普通種も含め、生態系全体へ及ぼす影響についてどのように環境社会配慮の際に考慮すべきか 	別紙1 p.19 別紙3 p.25 別紙4 p.28 別紙6 3. P.32	カンボジア国「国道5号線改修事業」等多数	第37回 第38回 第39回	<ul style="list-style-type: none"> 生態系への影響は、普通種を含めて全体的な生態系の機能まで考慮する必要がある。 外来種などの導入による植栽の悪影響等、植林・植栽の選定において外来種など周辺の生態系に影響を及ぼすような種の導入を避けるような提案をすべき。 スコーピングの部分で「動植物」への影響とあるが、動植物への影響と書かれていても読み手としてはどこのどういった生態系に影響があるのか把握できないため、範囲を限定して記載すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林伐採が生じる場合は伐採した分の植林が行われるべき。 	-

論点		がドラフ 該当箇所	議論の対象となった プロジェクト例	議論された 全体会合	過去の全体会合での委員からの主な意見	途上国からの意見（今回のアンケート結果）	備考（過去の全体会合での事務局説明等）
	・マスタープランやF/S調査等において、上位計画や計画の上流部分を策定する際に環境社会配慮をどのように行っているのか（戦略的環境アセスメントについて）	1.3 1.4 3.1	インドネシア国「ジャカルタ大都市圏空港整備計画」 インドネシア国「ジャカルタ首都圏幹線道路改善事業」 ベトナム国「南北高速鉄道建設計画策定プロジェクト」 ネパール国「全国貯水式水力発電所マスタープラン調査」	第11回 第12回 第19回 第21回 第23回 第31回	・開発調査の案件などで見られるように、まだマスタープラン段階の検討で計画の熟度が浅いようなケースでは、スコーピング段階やドラフトファイナルレポート段階の案件で一般的に行われている、項目ごとに環境面、社会面へのインパクトをA+やB-などの形で評価して、総合点で比較するような手法ではなく、もう少し違ったアプローチが必要なのではないか。		-
	・環境アセスメント報告書作成におけるスコーピング結果の作成について、フォーマット等を指定すべきではないか	1.3	フィリピン「クラーク空港高速鉄道事業」 スリランカ「新ケラニ橋周辺交通改善事業協力準備調査」	第40回 第41回 第43回	・スコーピングについては、共通フォーマットを作成してはどうか。 ・同フォーマットは、影響の規模範囲（局所的・小規模・中規模・グローバルな影響）及び、影響の時間的範囲（短期間の影響・長期的・永久的・不透明）がわかるようなコラムを設けてはどうか。	・プロジェクトの影響は工事前、工事中、供用後、廃棄時といったフェーズ毎に評価するべきである。	・日本及び各国で多く行われている事例を参考にするの一案。
	・ベースラインデータをどのように設定するのか。例えば、道路案件等における環境影響評価において、調査時点とベースラインとし、事業実施後の予測データとを比較するのか、それとも事業実施後の時点とベースとし、事業を実施しない場合と実施した場合とを比較するのか。	1.3 3.2 別紙1 別紙2	カンボジア国「国道5号線改修事業」 インドネシア国「ジャカルタ首都圏幹線道路改善事業」 スリランカ国「ケラニ橋周辺交通改善事業」	第12回 第15回 第24回 第36回 第38回 第39回 第41回	【スリランカ・ケラニ橋周辺交通改善事業】 ・例えば道路事業を行うことである渋滞が解消され、CO2排出量の削減につながり、影響評価はプラスとされる場合があるが、納得しづらいところがある。道路を作ることで交通量の需要をさらに喚起することにつながり得るため、単純にCO2の削減に結び付くという評価には抵抗がある。 … ・スコーピングの基本的考え方は現状と事業実施後の比較対照であると考えられるが、道路建設事業において、例えば将来のある時点で事業を実施しない場合と実施した場合とで比較をすると、渋滞が事業実施によって解消されるために温暖化ガスの排出等に関してはプラスの評価がなされている場合があるが、事業実施前と実施後の状況を比較するとマイナス評価になり得る。 ・影響評価を行う際に比較対象となる基準点の設定について、2つの考え方がある。1つは現状と事業実施後の状況を比較対照する考え方。2つ目が例えば現状から20年後を基準に、プロジェクトが実施された場合とされない場合を設定し、比較対照する方法。ベースラインをどのように設定するか、整理が必要。 ・特に道路案件の影響評価の際に用いている4段階推定法によれば、想定される経済発展に伴う誘発交通の増加を十分把握することが困難であることから、如何にベースラインデータに取り込むのか検討が必要。		-
	・データの信頼性をどのように検証すべきか。	-	スリランカ国「ケラニ橋周辺交通改善事業」	第41回	・環境影響評価をするときの基礎となる調査データの信頼性の検討を行ってはどうか。		-
	・送電線等の電力関連事業における電磁場の影響に対してはどのような環境社会配慮を行うべきか（電磁場の影響について）	-	タンザニア国「ケニア-タンザニア連系送電線事業」	第45回	・電磁場による健康被害の影響有無については議論の余地はあるものの、発電所や送電線事業において電磁場による健康影響を確認項目にするかどうか、整理する必要がある。		・現時点ではシステムティックに対応しているわけではない。
J	・援助を行う相手国の法規定とJICAガイドラインに相違があった場合、どのように確認し、対応するのか。			第48回	・相手国の法規定とJICAガイドラインとの間で環境社会配慮事項に乖離があった場合の対応につき、整理するべきではないか。	・我が国の法制度や規制と助言委員会の意見との間に相違がある場合、どのように意思決定すれば良いのか。 ・環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響について、JICA環境ガイドラインと国内の法規制との折り合いをつける必要がある。 ・住民移転計画作成に係る法令、基準が限られているため、プロジェクトの一環として、現地の法律や規制の構築をJICAに支援してほしい。 ・国内法で環境社会配慮に関する言及がない場合の対応が難しい。 ・社会的合意の形成における社会的弱者への配慮について、JICA環境ガイドラインと国内の法規制との折り合いをつける必要がある。 ・「損失を補償するために、対象者との合意の上で」の部分は、「借入国の法規制に基づいて合意されるべき」としてほしい。 （JICA環境ガイドラインに沿った対応は困難） ・非自発的住民移転に関し、国内法との乖離を埋めるのに時間を要した。 ・非合法居住者も支援対象とすることは、彼らに対し政府が公式に支援をしていると映ってしまい、国内法の施行をかえって困難にしている。 ・合法の住民と非合法の住民との間で不公平が生じることがある。 ・JICA環境ガイドラインで求められるEIAの記載が、国内法上不要であるケースがあったりかえって理解を困難にしたりしているケースがある。 ・住民移転に係る対応は相手国の状況に応じ柔軟な運用とすべき。	・協力準備調査などにおいて、環境社会配慮に関連する相手国法令を調査し、JICAや国際的な規定（おもに世銀のセーフガードポリシー）との乖離を確認している。乖離がある場合、その乖離を埋める方策を確認し、相手国実施機関等と合意することになっている。以上をLegal Gap Analysisとして報告書に取りまとめを行っている。
	・災害や事故が与える事業の影響について、いかに検討すべきか。	2.3 別紙1		第48回	・事業に関連する、または関連しない災害に対するプロジェクトの影響評価について如何に議論するか整理する必要がある。 ・事業における事故に対する影響評価について如何に議論するか整理する必要がある。		・労働の安全についてはガイドライン上も規定されており、個別案件において議論を行っている。一方災害や労働安全を超える事故については一部個別案件でそれぞれ議論があるが、これら議題を一般して如何に議論するかについての検討はなされていない。

論点		ガイドライン 該当箇所	議論の対象となった プロジェクト例	議論された 全体会議	過去の全体会議での委員からの主な意見	途上国からの意見（今回のアンケート結果）	備考（過去の全体会議での事務局説明等）
4. 手続き							
K	・緊急を要する場合、環境社会配慮確認は簡略化できるのか。	1.8	タイ「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」 ケニア「北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」	第19回 第20回 第22回	・ガイドライン1.8の緊急時の措置を適用する案件の中にも2～3年の期間をかけてマスタープランを策定するといったものが含まれる場合もある。2～3年間かけて行う案件は緊急性が高いとは判断し難く、緊急を要する案件と横並びで議論するには無理があるのではないか。何らかの形で環境社会配慮に関して委員会に報告頂き、委員会からコメントをする機会を設けるべき。 ・カテゴリA以外の案件の場合でも、1.8を適用する案件は委員会に報告する必要があるのか、整理が必要。		・緊急を要する事業の中にクイックインパクトプロジェクトと共にマスタープラン調査が含まれている場合がある。このような場合、真に緊急性が高いと判断される案件に限り、ガイドライン 1.8に定める「緊急時の措置」の対象とする。この場合、詳細計画策定調査は省略できるが、本格調査の中で該当事業のカテゴリに応じた環境社会配慮確認は行う。またガイドライン1.8の通り、助言委員会に判断根拠と手続きを報告し、結果を公開することとしている。
L	・カテゴリB案件については、「必要な案件」について環境社会配慮助言委員会が助言を行うこととなっているが、これについてはどのように助言委員会で運用するのか。	2.7	ミャンマー「ティラワ地区インフラ開発事業」	第38回	・カテゴリAとBの扱いについてガイドライン上の整理をフロー図にして議論すべき。 ・カテゴリAとBの線引きを明確にすべき。 ・カテゴリBの中でも影響が大きい案件があるということであれば、AとBのグレーゾーンの案件をAにすることで解決するかもしれない。 ・カテゴリ分類には踏み込まず、委員から問題提起のあったものについてとりあげる。カテゴリBのリストのようなものを事前に事務局が助言委員会に提出し委員から追加情報の要望があった案件は別途情報提供の場を設ける、という整理ではどうか。		・カテゴリB案件はEIAレベルではなくIEEレベルで調査を実施しており、カテゴリA案件と同レベルで検討するのは難しい。 ・カテゴリ分類は日本の環境省や世界銀行の基準等を見ながらケースバイケースで判断している。
M	・エンジニアリング・サービス借款で調査・設計を行う場合、対象となる事業に必要な環境社会配慮文書（環境アセスメント報告書、住民移転計画等）の作成は借款契約締結後の調査を行うことでよいのか ・エンジニアリング・サービス借款で調査・設計された内容は（その調査自体、供与された円借款の中で既に先方政府が主体となって行われるものであり、）JICAの環境社会配慮助言委員会で助言を求められるのか	3.2.1 (5)	スリランカ「モラガハカンダ開発事業」 モンゴル「ウランバートル地下鉄建設事業」	第7回 第40回	・エンジニアリング・サービス借款の中で環境社会配慮文書を作成することが想定されているか。 ・エンジニアリング・サービス借款の中で環境社会配慮文書を作成する場合には、ドラフトファイナルレポート段階で助言委員会を開催すべき。		・まずはエンジニアリング・サービスの中で環境社会配慮文書を作成した例について確認する。